

## 第15回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会 次第

日時：平成17年1月22日（土）

午後1時30分～

場所：田辺市青少年研修センター大会議室

### 1 開会

委員長挨拶及び前回議事録の確認

### 2 報告

- (1) 候補地選定基準（案）に対していただいた意見に対する委員会の考え方の公表について
- (2) 広域臨海環境整備センター法に基づく処理対象区域の追加指定について

### 3 議題

- (1) 候補地選定第3段階（候補地群の抽出）について (資料1)
  - 資料1 - 1：候補地選定第3段階（候補地群の抽出）について
  - 資料1 - 2：候補地位置図
  - 資料1 - 3：候補地リスト
  - 資料1 - 4：候補地個票
  - 参考資料：候補地事前調査票（市町村照会）
  - 回覧資料：候補地分布図（A3サイズ、紀南地域の44分割図）
- (2) 候補地群から絞り込む際の留意事項について (資料2)
  - 資料2 - 1：候補地群から絞り込む際の留意事項について
  - 資料2 - 2：留意事項に係る委員提案
- (3) 「公共関与による最終処分場の整備に係る用地選定について（答申）」について (資料3)
- (4) 今後の予定について (資料4)

### 4 閉会

広域臨海環境整備センター法に基づく処理対象区域として  
追加指定した市町村について

広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)第2条第2項に基づき、平成16年12月28日に広域処理対象区域として追加指定した市町村は次のとおりである。

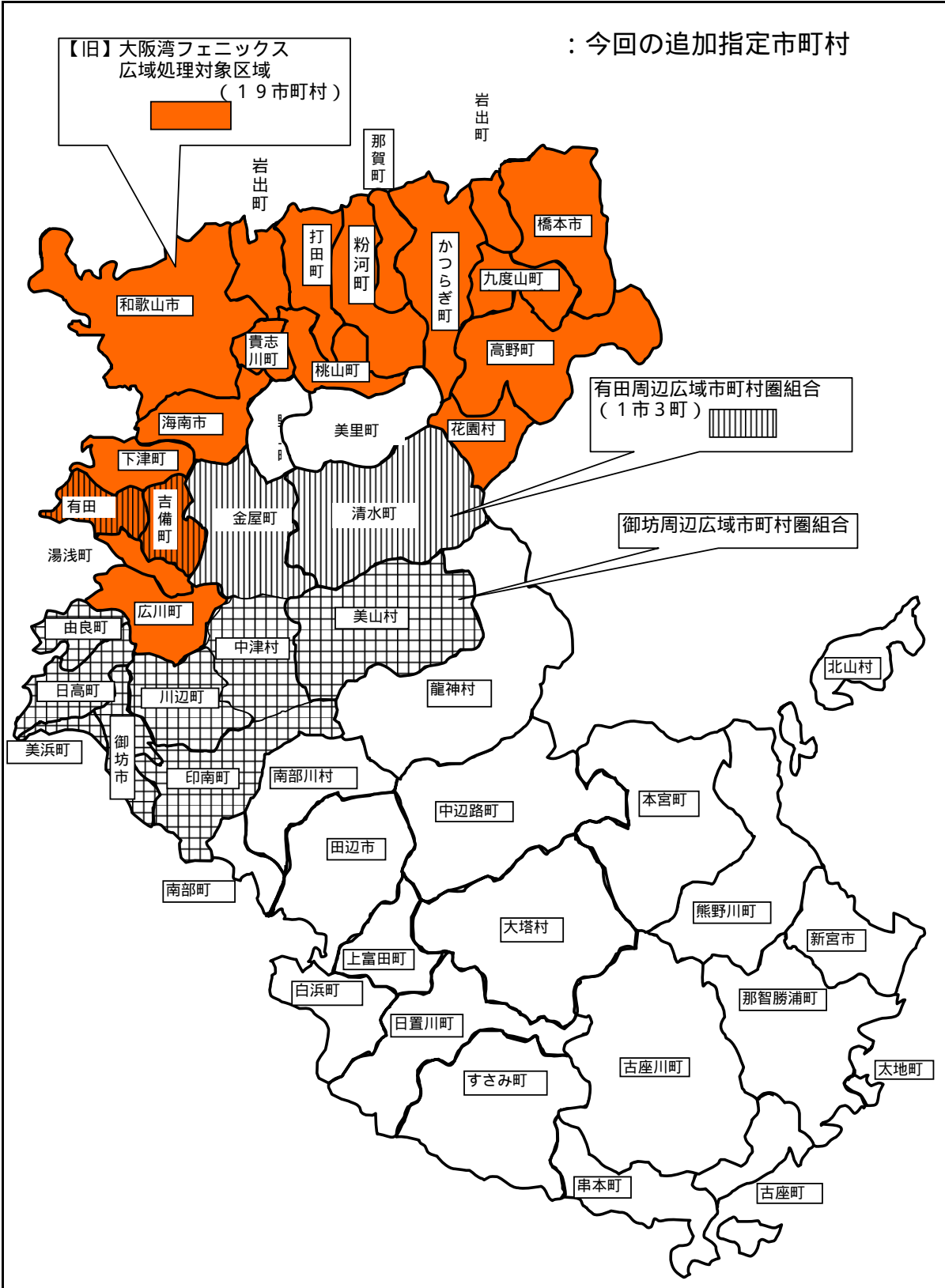
広域処理対象区域内にある市町村はフェニックスセンターに出資し、フェニックス事業に参加することになる。

| 府県名  | 郡市名   | 町 村 名  |
|------|---|--|
| 滋賀県  | 長 浜 市<br>八日市市<br>蒲 生 郡<br>神 崎 郡<br>愛 知 郡<br>犬 上 郡<br>坂 田 郡<br>東浅井郡<br>伊 香 郡 | 蒲生町、日野町、竜王町<br>永源寺町、五個荘町<br>愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町<br>豊郷町、甲良町、多賀町<br>山東町、伊吹町、米原町、近江町<br>浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町<br>高月町、木之本町、余呉町、西浅井町 |
| 兵庫県  | 神 崎 郡   | 神崎町、市川町、大河内町   |
| 奈良県  | 宇 陀 郡<br>吉 野 郡  | 大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村<br>吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村  |
| 和歌山県 | 御 坊 市<br>海 草 郡<br>有 田 郡<br>日 高 郡  | 野上町、美里町<br>金屋町、清水町<br>美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町  |

：広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)第2条第2項

「この法律において「広域処理対象区域」とは、一の都府県の区域を越えた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋め立てを行うことが特に必要であると認められる区域として環境大臣が指定するものをいう。」

# 大阪湾フェニックス計画広域処理対象区域関係図



## 候補地選定第3段階（候補地群の抽出）について

### 1 地図上での候補地群の抽出について

候補地選定基準に基づき得られた候補地エリアから、地図（2万5千分の1地形図）上で等高線を目で見ても、施設整備に必要な面積、容量を確保できる谷を探し、今日現在、62箇所の候補地を抽出している。

ただし、この作業については、現在精査中であり、これに伴い候補地の追加があり得る。

### 2 県関係部局への候補地照会

スクリーニングの際に利用した地図データから、現在までに規制区域等の変更がなされた場合があり得るので、県の各規制区域等の担当課室への候補地照会を行った。

この結果、

- ・ 5箇所の候補地が、保安林区域に指定済み、もしくは本年度内に指定予定
- ・ 1箇所の候補地が、砂防指定地に指定済み

であることが、確認されたので、これらの候補地については、「要検討」とした。

### 3 市町村への候補地照会

1次・2次スクリーニング項目及び表3に掲げる各項目その他について、候補地の属する市町村への照会を実施した。（別添参考資料参照）

この結果、個別に検討が必要と考えられる情報（既に建設中である道路、その他市町村の固有情報）が提供された候補地については、「要検討」とした。

### 4 専門家による候補地の評価

井伊委員、金子委員に、地図上の情報をもとにした各候補地の評価をお願いした。（評価結果は資料1-3参照）

この両委員の評価において、処分場の建設用地としてふさわしくないと判断された候補地について、「要検討」とした。

### 5 現地確認調査

12月22日から1月12日までの間、事務局職員2名と当該市町村職員により以下のとおり37箇所の候補地現地確認調査を実施した。なお、広域臨海環境整備センター法に基づき広域処理対象区域として追加指定のあった市町村の候補地については、今回現地調査を実施していない。

この調査により、市町村の固有情報等を現地で確認するとともに、周辺の状況調査を行った。

| 日程  | 市町村名 | 箇所数   | 候補地   |
|-----|------|-------|---|
| 12月 | 22日  | 中辺路町  | 3箇所 NO.22-4、NO.22-5、NO.23-1                                 |
|     | 24日  | みなべ町  | 1箇所 NO.21-5   |
|     |      | 大塔村   | 2箇所 NO.23-2、NO.23-3   |
|     | 27日  | 田辺市   | 5箇所 NO.22-1、NO.22-2、NO.22-3、NO.27-1、NO.27-2                 |
| 1月  | 5日   | 新宮市   | 3箇所 NO.32-1、NO.32-2、NO.32-3                                 |
|     |      | 古座町   | 3箇所 NO.41-2、NO.41-3、NO.44-2                                 |
|     | 6日   | すさみ町  | 1箇所 NO.39-1   |
|     |      | 日置川町  | 2箇所 NO.33-3、NO.38-1   |
|     | 7日   | 太地町   | 1箇所 NO.42-3   |
|     |      | 那智勝浦町 | 7箇所 NO.32-4、NO.37-1、NO.37-2、NO.37-3、NO.37-4、NO.42-1、NO.42-2 |
|     | 11日  | 串本町   | 2箇所 NO.40-1、NO.44-1   |
|     |      | 古座川町  | 2箇所 NO.35-1、NO.41-1   |
|     | 12日  | 上富田町  | 5箇所 NO.28-1、NO.28-2、NO.28-3、NO.28-4、NO.28-5                 |

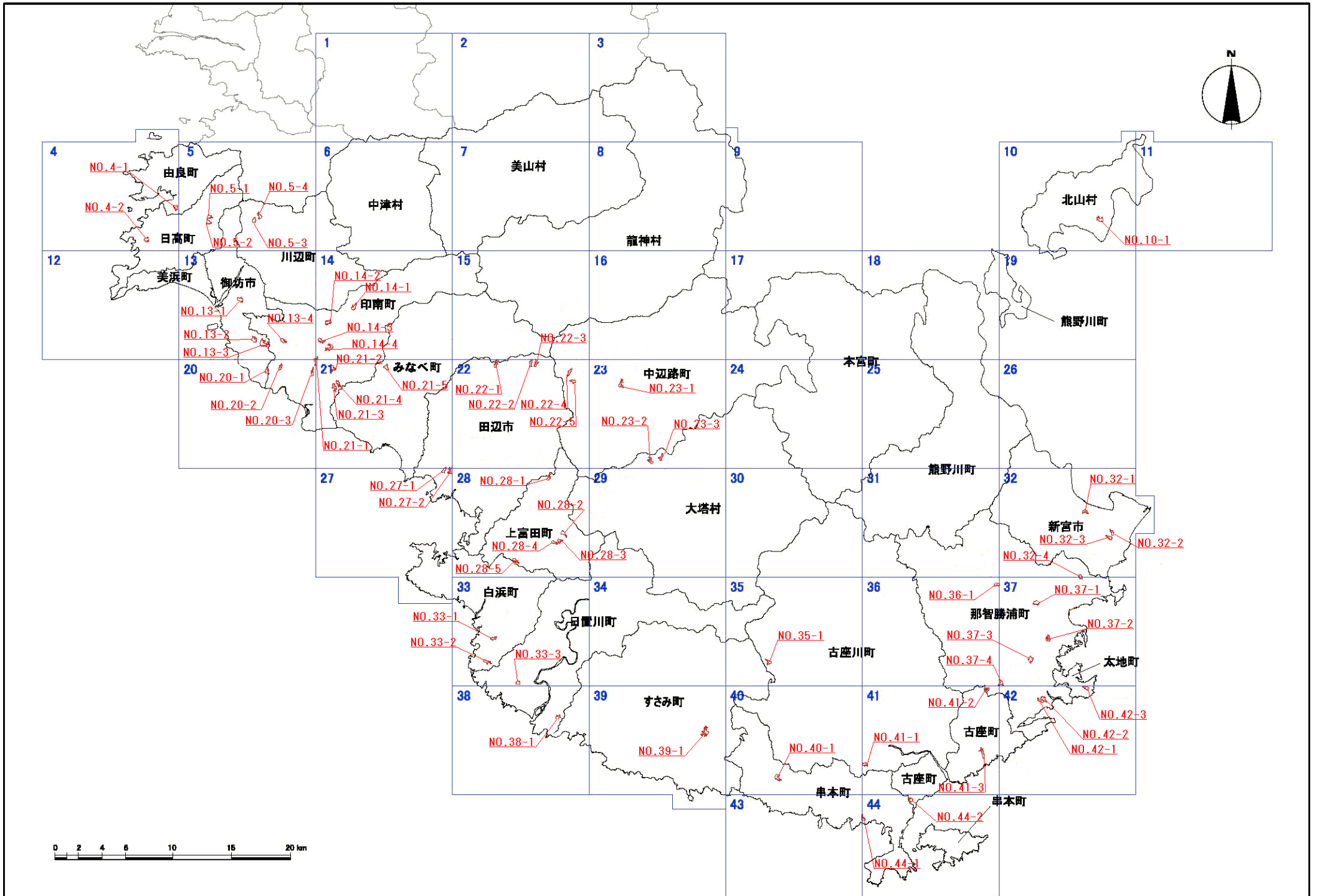
## 6 候補地群の確定のための検討

以上の照会・調査結果を、現在抽出している62箇所の候補地について、候補地リスト（資料1-3）及び個票（資料1-4）にまとめた。

これらのうち、要検討の24候補地について、候補地として採りあげるか、除外するかの検討を行う。

|                       |      | 事務局評価  | 取扱い(案)         |
|-----------------------|------|--|----------------|
| 今回抽出した<br>候補地<br>62箇所 | 18箇所 | 特に問題なし   | 答申で提示する候補地とする。 |
|                       | 20箇所 | 特に問題は無いが、広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された地域内( ) | 答申で提示する候補地とする。 |
|                       | 24箇所 | 要検討  | 個別に可否を検討       |

# 候補地位置図



# 候補地リスト

## 御坊ブロック (21箇所)

| 市町村<br>(候補地数) | 大字     | 候補地<br>番号 | 面積<br>(ha) | 縦断<br>勾配<br>(%) | 事務局<br>評価 | 照会・現地等確認結果  | 井伊委員評価  |   | 金子委員評価   |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|---------------|--------|-----------|------------|-----------------|-----------|---|---|---|----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|-----------------|------------------|-----------|--|--|
|               |        |           |            |                 |           |   | コメント  | 図面上での<br>地質・地形<br>評価  | 集落<br>近接 | ため池<br>あり | 表流水<br>あり | 集水域<br>が大 | 断層<br>近接 | 地滑り<br>地形? | 古道<br>からの<br>眺望 | 容量・<br>側面の<br>傾斜 | 締切<br>堰が大 |  |  |
| 御坊市 (4)       | 塩屋町北塩屋 | NO.13-1   | 12.26      | 3               |           | ・ 広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された。  |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 名田町野島  | NO.13-2   | 12.32      | 7               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 名田町上野  | NO.13-3   | 23.48      | 4               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 名田町楠井  | NO.20-1   | 9.35       | 9               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
| 日高町 (3)       | 比井     | NO.04-2   | 9.57       | 4               |           |   | ・ 土石流危険渓流に準ずる地域に指定されている。<br>・ 一部高速道路用地となっている。<br>・ 広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された。 |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 萩原     | NO.05-1   | 8.17       | 15              |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 萩原     | NO.05-2   | 8.29       | 15              |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
| 由良町 (1)       | 阿戸     | NO.04-1   | 9.65       | 8               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
| 川辺町 (2)       | 千津川    | NO.05-3   | 8.32       | 7               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 中津川    | NO.05-4   | 9.16       | 8               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
| 印南町 (11)      | 印南原    | NO.13-4   | 9.75       | 8               | 要検討       |   |   | ・ 土石流危険渓流に準ずる地域に指定されている。<br>・ 一部高速道路用地となっている。<br>・ 広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された。 |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 松原     | NO.14-1   | 10.51      | 5               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 美里     | NO.14-2   | 13.07      | 6               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 印南原    | NO.14-3   | 9.88       | 5               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 羽六     | NO.14-4   | 14.20      | 7               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 津井     | NO.20-2   | 7.52       | 8               |           | ・ 土石流危険渓流に準ずる地域に指定されている。<br>・ 一部高速道路用地となっている。<br>・ 広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定された。 |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 西ノ地    | NO.20-3   | 7.86       | 5               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 西ノ地    | NO.21-1   | 10.62      | 5               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 羽六     | NO.21-2   | 9.26       | 12              |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 古屋     | NO.21-3   | 10.87      | 6               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |
|               | 古屋     | NO.21-4   | 8.75       | 8               |           |   |   |   |          |           |           |           |          |            |                 |                  |           |  |  |

: その項目において「要注意」を意味する。

田辺ブロック（21箇所）

| 市町村<br>（候補地数） | 大字    | 候補地<br>番号 | 面積<br>(ha) | 縦断<br>勾配<br>(%) | 事務局<br>評価 | 照会・現地等確認結果                                   | 井伊委員評価                                       |                      | 金子委員評価   |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|---------------|-------|-----------|------------|-----------------|-----------|--|--|----------------------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|-----------------|------------------|----------------|
|               |       |           |            |                 |           |  | コメント   | 図面上での<br>地質・地形<br>評価 | 集落<br>近接 | ため池<br>あり | 表流水<br>あり | 集水域<br>が大 | 断層<br>近接 | 地滑り<br>地形？ | 古道<br>からの<br>眺望 | 容量・<br>側面の<br>傾斜 | 締切<br>堰堤<br>が大 |
| 田辺市（5）        | 上芳養   | N0.22-1   | 7.67       | 14              |           | -  | 第三紀の泥岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 秋津川   | N0.22-2   | 8.93       | 7               |           | -  | 第三紀の泥岩，谷が線構造上にある                             |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 秋津川   | N0.22-3   | 9.88       | 6               |           | -  | 第三紀の泥岩，谷が線構造上にある                             |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 元町    | N0.27-1   | 7.73       | 10              | 要検討       | ・都市計画道路（南部白浜線）が事業中                           | 第三紀の礫岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 稲成町   | N0.27-2   | 7.60       | 15              |           | -  | 第三紀の礫岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| みなべ町（1）       | 西本庄   | N0.21-5   | 9.04       | 6               |           | -  | 第三紀の泥岩，断層延長上にあるが，線構造なし                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| 白浜町（2）        | 榑・富田  | N0.33-1   | 7.85       | 13              | 要検討       | ・林道開設事業実施予定地                                 | 第三紀の砂岩，線構造上にある                               |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 榑     | N0.33-2   | 9.40       | 13              | 要検討       | ・林道開設事業計画予定地<br>・下流の海域に指定海水浴場                | 第三紀の砂岩，線構造上にある                               |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| 中辺路町（3）       | 水上    | N0.22-4   | 9.26       | 6               |           | -  | 第三紀の泥岩，谷が線構造上にある                             |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 水上    | N0.22-5   | 7.66       | 10              | 要検討       | ・砂防指定地内に全域が含まれている。                           | 第三紀の泥岩，谷が線構造上にあるが明瞭でない，ただし，活断層の延長上。          |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 温川・高原 | N0.23-1   | 10.25      | 7               |           | -  | 第三紀の砂岩・泥岩，線構造上にあり，断層方向と一致し，断層の延長にある          |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| 大塔村（2）        | 下川下   | N0.23-2   | 9.33       | 12              | 要検討       | ・カモンカ（学術的重要）の生息地<br>・村水道水源保護条例による指定地域内       | 第三紀の砂岩・泥岩，線構造上にあり，断層方向と一致する                  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 下川下   | N0.23-3   | 8.55       | 11              | 要検討       | ・カモンカ（学術的重要）の生息地<br>・村水道水源保護条例による指定地域内       | 第三紀の砂岩・泥岩，線構造上にあり，断層方向と一致する                  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| 上富田町（5）       | 岡     | N0.28-1   | 7.51       | 13              |           | -  | 第三紀の砂岩，線構造上にある                               |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 岩田    | N0.28-2   | 9.36       | 7               | 要検討       | ・一部山腹の崩土が時々発生                                | 第三紀の砂岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 岩田    | N0.28-3   | 7.58       | 8               |           | -  | 第三紀の砂岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 岩田    | N0.28-4   | 7.81       | 9               | 要検討       | ・エリア内に県のしいたけ原木林育成試験林がある。                     | 第三紀の砂岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 生馬    | N0.28-5   | 8.83       | 4               |           | -  | 第三紀の砂岩                                       |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| 日置川町（2）       | 日置    | N0.33-3   | 7.57       | 19              |           | -  | 第三紀の砂岩<br>線構造上にある                            |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
|               | 塩野    | N0.38-1   | 8.99       | 5               |           | -  | 第三紀の砂岩，塩野断層線は，もっと東側で，候補地の西側の谷（線構造明瞭）にある可能性大。 |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |
| すさみ町（1）       | 大鎌    | N0.39-1   | 20.21      | 6               | 要検討       | ・保安林区域に一部含まれている。<br>・（財）和歌山環境保全公社の残土処分場と一部重複 | 第三紀の砂岩・泥岩，上地谷の線構造上にある，また，隣接する南北の防己谷が線構造か     |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |

：その項目において「要注意」を意味する。

新宮ブロック（20箇所）

| 市町村<br>（候補地数） | 大字    | 候補地<br>番号 | 面積<br>(ha) | 縦断<br>勾配<br>(%) | 評価  | 照会・現地等確認結果   | 井伊委員評価   |                      | 金子委員評価   |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|---------------|-------|-----------|------------|-----------------|-----|--|--|----------------------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|-----------------|------------------|----------------|--|--|
|               |       |           |            |                 |     |  | コメント   | 図面上での<br>地質・地形<br>評価 | 集落<br>近接 | ため池<br>あり | 表流水<br>あり | 集水域<br>が大 | 断層<br>近接 | 地滑り<br>地形？ | 古道<br>からの<br>眺望 | 容量・<br>側面の<br>傾斜 | 締切<br>堰堤<br>が大 |  |  |
| 新宮市（3）        | 南檜杖   | N0.32-1   | 8.25       | 14              |     | -  | 花崗斑岩：風化，変質？線構造   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 三輪崎   | N0.32-2   | 8.03       | 12              | 要検討 | ・保安林区域に全域が含まれている。  | 花崗斑岩：風化，変質？線構造   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 三輪崎   | N0.32-3   | 8.60       | 10              | 要検討 | ・保安林区域に一部が含まれている。  | 花崗斑岩：風化，変質？線構造   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
| 串本町（2）        | 和深    | N0.40-1   | 12.81      | 9               |     | -  | 第三紀の砂岩・泥岩，鹿標根川が線構造か？   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 高富    | N0.44-1   | 8.09       | 9               | 要検討 | ・下流の海域に串本海中公園  | 第三紀の泥岩   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
| 那智勝浦町<br>（9）  | 高津気   | N0.32-4   | 7.56       | 9               | 要検討 | ・町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」に指定<br>・都市計画道路（那智勝浦新宮道路）が事業中<br>・近隣に火薬庫が存在              | 花崗斑岩：風化，変質？  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 小阪    | N0.36-1   | 7.53       | 19              | 要検討 | ・町水源涵養林整備計画の「整備すべき地域」に指定<br>・鉱山跡地（水質管理中）                                     | 花崗斑岩：風化，変質？平地が不自然？   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 井関    | N0.37-1   | 10.78      | 8               | 要検討 | ・町水源涵養林整備計画の「整備すべき地域」に指定<br>・鉱山跡地（水質管理中）                                     | 第三紀の泥岩，断層に隣接，鉱山跡があり，硫化物の脈が付近に分布し，熱水変質も問題か，平地が分布するが，鉱石ズリの堆積地の可能性？ | ×                    |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 橋ノ川   | N0.37-2   | 10.71      | 8               | 要検討 | ・都市計画道路（那智勝浦新宮道路）が事業中  | 第三紀の泥岩，線構造上にあり，延長上に断層あり  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 井鹿    | N0.37-3   | 12.40      | 16              | 要検討 | ・町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」に指定<br>・ふるさとづくり事業 - 農道（勝浦サンベルトライン整備地区）事業予定地             | 第三紀の泥岩，施設の下流にある井鹿川が断層か？  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 高遠井   | N0.37-4   | 8.87       | 18              | 要検討 | ・進入道路が冠水（平成13年8月21日が過去最高）<br>・町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」に指定<br>・保安林区域にほぼ全域が含まれている。 | 第三紀の泥岩，線構造上にあり，延長上に断層？   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 長井    | N0.41-2   | 8.66       | 5               | 要検討 | ・那智勝浦町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」に指定<br>・本年度、保安林区域として指定される予定                         | 第三紀の泥岩，断層にはさまれている  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 粉白    | N0.42-1   | 8.07       | 7               | 要検討 | ・下流の隣接する湾が養殖場  | 第三紀の泥岩   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 粉白    | N0.42-2   | 12.22      | 19              | 要検討 | ・下流の隣接する湾が養殖場  | 第三紀の泥岩   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
| 太地町（1）        | 太地    | N0.42-3   | 9.81       | 5               |     | -  | 段丘礫岩，基盤は第三紀の砂岩，泥岩  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
| 古座町（3）        | 上田原   | N0.41-2   | 8.66       | 5               | 要検討 | ・那智勝浦町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」に指定<br>・本年度、保安林区域として指定される予定                         | 第三紀の泥岩，断層にはさまれている  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 田原    | N0.41-3   | 11.36      | 3               | 要検討 | ・地元区と古座町で廃棄物処理施設を建設しない旨の覚書   | 第三紀の泥岩，線構造上  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 姫     | N0.44-2   | 8.52       | 5               |     | -  | 第三紀の泥岩   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
| 古座川町（2）       | 添野川   | N0.35-1   | 8.20       | 10              | 要検討 | ・カモシカ（学術的重要）の生息地<br>・森林吸収源対策推進プラン重点地域に指定                                     | 第三紀の砂岩，谷が線構造上にある   |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
|               | 鶴川    | N0.41-1   | 7.76       | 12              |     | -  | 第三紀の泥岩，線構造上  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |
| 北山村（1）        | 大沼・竹原 | N0.10-1   | 11.92      | 7               |     | -  | 第三紀の砂岩，礫岩，線構造上にある  |                      |          |           |           |           |          |            |                 |                  |                |  |  |

No.41-2は那智勝浦町・古座町にまたがる。

：その項目において「要注意」を意味する。

候補地番号 NO. \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

## 候補地事前調査票

| 調 査 事 項        |     |       |   |
|----------------|-----|-------|---|
| 項目             | 主管課 | 主管課回答 | 調査内容  |
| 河川区域           | 土木  |       | 河川法に基づく河川区域、又は市町村指定の準用河川がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - その河川名を回答欄に記入するとともに、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載               |
| 地すべり防止区域       | 土木  |       | 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                           |
| 急傾斜地崩壊危険区域     | 土木  |       | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載            |
| 砂防指定地          | 土木  |       | 砂防法に基づく砂防指定地がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図に該当指定地を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                                  |
| 災害発生地          | 土木  |       | 各主管課において、土砂災害や洪水被害が頻繁に発生する地域として市町村が把握している地域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に過去の状況を記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載 |
|                | 農政  |       |   |
|                | 林政  |       |   |
| 農用地区域          | 農政  |       | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村農業振興地域整備計画に定めた農用地区域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載      |
| 鳥獣保護区域内の特別保護地区 | 猟政  |       | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区域内の特別保護地区がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載          |
| 保安林            | 林政  |       | 森林法に基づく保安林がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に保安林の種別を記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                                 |

調 査 事 項

| 項目             | 主管課   | 主管課回答 | 調査内容   |
|----------------|-------|-------|--|
| 国有林            | 林政    |       | 国有林野の管理経営に関する法律に基づく国有林がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載  |
| 国立・国定公園区域      | 自然公園  |       | 自然公園法に基づく国立・国定公園区域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載  |
| 県立自然公園区域       | 自然公園  |       | 和歌山県立自然公園条例に基づく県立自然公園区域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                                       |
| 県自然環境保全地域      | 自然環境  |       | 和歌山県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその地域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                                     |
| 水道水源の取水地点      | 生活環境  |       | 以前実施した市町村固有情報調査により上水道、簡易水道及び水道用水供給事業の水源は、確認済<br>なお、参考としてエリア内にその外の飲料水供給施設が存在するかどうか市町村において把握している場合は、回答欄にその旨記載し、給水人数を記入すること。<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載 |
| 動植物生息地         | 環境    |       | 和歌山県レッドデータブックに示されている希少動植物の生息地が既知の情報としてエリア内に存在するかどうか確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に動植物の種類を記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                      |
|                | 教育委員会 |       |  |
| 市町村による保全地域     | 環境    |       | 市町村が条例、計画等で定めた自然や動植物等の保全地域がエリア内に存在するかどうか確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に条例や計画等の名称及び動植物等の種類を記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                     |
|                | 教育委員会 |       |  |
| 埋蔵文化財・埋蔵文化財包蔵地 | 教育委員会 |       | 文化財保護法に基づく埋蔵文化財・埋蔵文化財包蔵地がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその地域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                                      |
| 国指定文化財         | 教育委員会 |       | 文化財保護法に基づく国指定文化財がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に文化財の名称を記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載  |

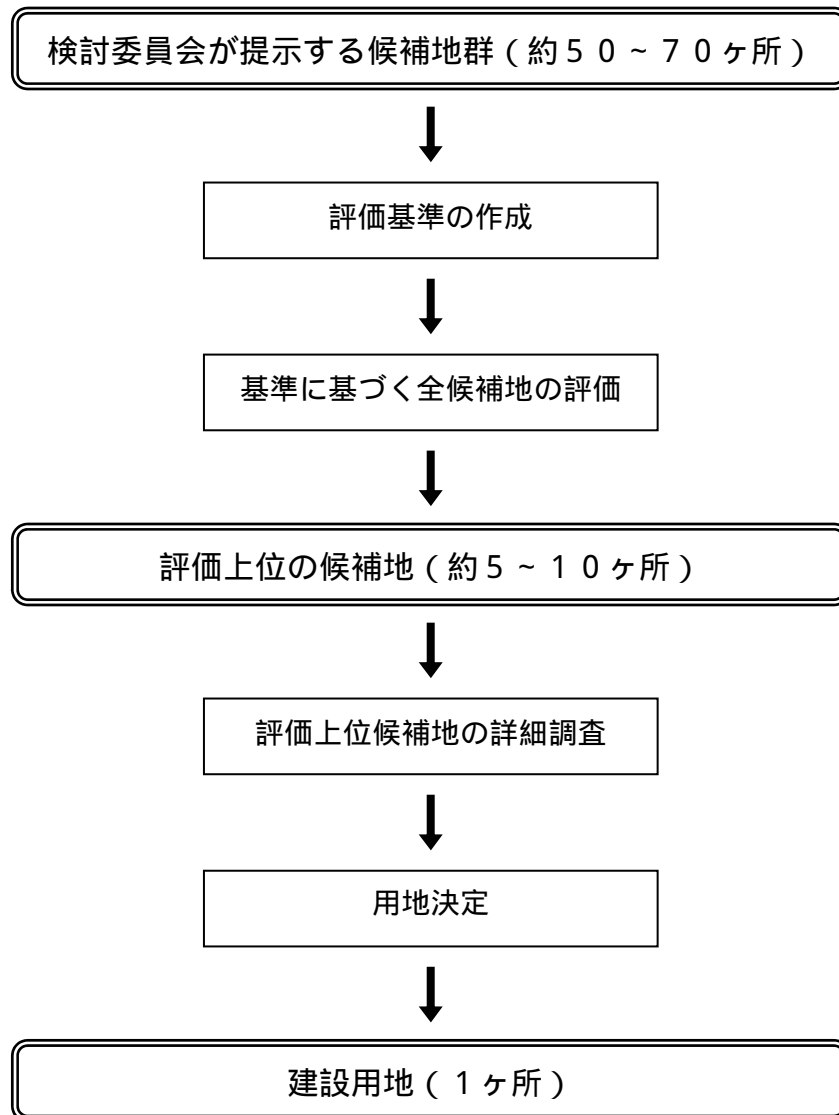
調 査 事 項

| 項目           | 主管課                | 主管課回答       | 調査内容  |
|--------------|--------------------|-------------|---|
| 県・市町村指定文化財   | 教育委員会              |             | 和歌山県文化財保護条例、又は市町村文化財保護条例に定める文化財がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に文化財の名称を記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載            |
| 用途地域         | 都市計画               |             | 都市計画法に基づく用途地域・特別用途地区・風致地区がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄に地域・地区の別を記載し、別添の地図にその地域・地区を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載              |
| 特別用途地区       |                    |             |   |
| 風致地区         |                    |             |   |
| 都市公園         | 都市計画               |             | 都市計画法及び都市公園法に基づく都市公園がエリア内に存在するかどうかを確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその公園の名称を記載し、別添の地図にその区域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                      |
| 開発計画等がある地域   | 企画                 |             | 市町村により既に将来的な土地利用計画が決定している地域がエリア内に存在するかどうか確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその計画の名称を記載し、別添の地図にその地域を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                |
| 熊野古道と霊場      | 熊野古道               |             | 世界遺産に登録された資産以外のいわゆる熊野古道と呼ばれている古道がエリア内に存在するかどうか確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその旨記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                |
| 病院・学校等の公共的施設 | 一般廃棄物担当課で記入してください。 | エリア内        | 病院・学校等の公共的施設がエリア内に存在するかどうか確認して下さい。<br>存在する場合 - 回答欄にその施設の名称を記載し、別添の地図にその位置を記入<br>存在しない場合 - 回答欄にその旨記載                               |
|              |                    | エリアから直近の施設  | 候補地エリアから1番近い病院・学校等の公共的施設を確認して下さい。<br>回答欄には、その施設の名称及び住所、直線距離でエリアからの大体の距離を記載し、別添の地図にその位置を記入（距離が離れていて、地図に記入できない場合は、省略して下さい。）         |
| その他          |                    | 社会的条件等の特記事項 | 市町村と地元とが何らかの協定や申しあわせを締結している場合など、特筆すべき事項を記入してください。<br>例）当該地域の近隣には、し尿処理施設があり、当該処理施設が稼働中の間は、周辺に他の廃棄物関連施設を設置しないという地元町内会との協定書が締結されている。 |

## 候補地群から絞り込む際の留意事項について

### 1 用地絞り込みの流れ(想定)

H17年度以降に事業主体が実施する用地の絞り込みについては、以下のような流れを想定している。この一連の流れの中で事業主体が参考とすべき留意事項を検討する。



## 2 留意事項

候補地の絞り込みの際に事業主体が参考とすべき留意事項を、これまでの委員会における提案事項、委員提案事項（資料2 - 2）及び意見募集の際にいただいた意見をもとに、

情報公開のあり方

住民参加のあり方

事業主体及び行政の役割

各候補地を評価する際に考慮すべき項目

の4つの項目にまとめた。

### 情報公開のあり方

情報公開の手法について

- ・ 途中経過もすべて公開 【これまでの会議での意見】
- ・ 県市町村広報誌・地方新聞広告をはじめとした、できる限り多くの媒体を用いた情報発信 【小野委員、西野委員】

情報公開・住民説明の際の姿勢

- ・ 地元の住民が納得・妥協できるような努力が必要 【小野委員】
- ・ 最終処分場が何故必要かを改めて住民に説明し、認識して頂き、ごみ問題を自分のものとして考えて頂く好機ととらえ、住民と共に考え造っていくという協働の姿勢を構築する。 【近藤委員】

公開する情報の内容について

- ・ 周辺環境整備、跡地利用計画などの建設的な計画を提示 【これまでの会議での意見】
- ・ 住民が理解しやすい、意見の言いやすいような情報（資料の簡易版、議事録要旨など）の提供 【森口委員】
- ・ 事業開始後の住民参加手法をあらかじめ提示 【森口委員】

### 住民参加のあり方

住民の参加する委員会を設置

- ・ 評価上位候補地から建設用地決定の過程での住民の参画 【小野委員】
- ・ 評価項目・基準の作成及び全候補地の評価の段階においても、委員会を公開で開催し、情報公開と住民意見の反映を十分行うという形で住民参加型の運営を行う。 【これまでの会議での意見】
- ・ 参加住民は環境問題、ごみ問題に関心ある方を優先 【小野委員】

### 事業主体及び行政の役割

事業主体と行政の係わり方

- ・ 事業主体が行政と「協定」を締結するなど、事業主体と行政それぞれの役割や責任の所在を明確にしておく。 【小野委員、森口委員】

- ・ 行政は、事業主体の取り組み（地元説明会、実地調査など）を行っていることを情報発信して、事業主体の社会的評価を高めるよう努める。 【森口委員】
- 学識者・専門家の参加
- ・ 専門的見地から学識者の意見を取り入れる。 【近藤委員】
- ・ 最終処分場に通じた経験者の意見を取り入れる。 【意見募集の際のご意見】

#### 各候補地を評価する際に考慮すべき項目

- 住民への説明責任が果たせるように、候補地の得点化を行う。 【森口委員】
- 社会的条件
  - ・ 地元住民との約束事や協定 【これまでの会議での意見】
  - 地形・地質等
    - ・ 地図上では分からない断層や地質的な要因の現地詳細調査  
【これまでの会議での意見、近藤委員】
  - ・ 地下水 【意見募集の際のご意見】
- 周辺環境
  - ・ 人口 【意見募集の際のご意見】
  - ・ 将来的に複数の処分場が立地できる面積のある地域  
【緒方委員、小野委員、近藤委員】
- 搬入道路
  - ・ 熊野古道との位置関係 【これまでの会議での意見】
  - ・ 既存の幹線道路からの距離 【意見募集の際のご意見】
  - ・ 道路周辺の環境（人家、公共施設等） 【意見募集の際のご意見】
  - ・ 災害時の搬入道路の確保 【これまでの会議での意見】
- 景観の配慮
  - ・ 熊野古道（集客地等）からの景観 【これまでの会議での意見】
- 経済性
  - ・ 廃棄物発生量と運搬距離 【緒方委員、小野委員、近藤委員】
  - ・ 用地取得経費 【小野委員】
  - ・ 施設建設経費 【小野委員】
- 水関係
  - ・ 下流地域の用水状況 【小野委員】
  - ・ 雨水対策、降水量 【意見募集の際のご意見】

### 3 最終処分場整備に係る付帯意見

今年度の諮問事項である「事業主体が具体的に絞り込む際の留意事項」の範疇を超えるが、検討委員会として最終処分場の整備に当たって事業主体に希望する事項を以下のようにまとめた。

#### A 今後の紀南地域の廃棄物処理に係るビジョン・体制について

27市町村の広域で市民、事業者、行政が共同して資源循環型社会実現に向けて、企画、発案していく委員会を新しく設置する。 【緒方委員】

基本指針「100年経っても美しい紀南」を実現する為には、現在においてこそ、長期的な視野に立って抜本的な100年計画を立ておく必要がある。 【西野委員】

廃棄物に係る適正処理方針（答申）第4章進捗管理・情報交流体制の項にある地域全体の取り組みを統括する機関の設置。 【近藤委員】

#### B 処分場施設のあるべき姿について

迷惑施設というイメージを払拭できるような施設づくり。 【柏崎委員、近藤委員】

施設周辺の地下水・浸出水の定期検査（第三者住民・専門家）とその公表 【柏崎委員】

浸出水の処理については、出来るだけ施設内で循環する形に。 【近藤委員】

景観上周囲に溶け込む形態の施設 【意見募集の際のご意見】

#### C 処分場の附帯施設について

埋立物の減容施設 【緒方委員、近藤委員】

最終処分場の建設がその地区の住民にとってマイナスイメージだけでなく、プラスになるような施設。例えば、地域住民の集いの場・憩いの場、環境学習室やリサイクルセンターなど。 【近藤委員、西野委員】

## 留意事項に係る委員提案

### 森口委員

「情報公開のあり方や手法・住民参加のあり方」について

住民への説明責任が果たせるように、資料の要旨・簡略版の作成や候補地の得点化ができれば（相当困難でしょうが）理想ではないでしょうか。

「事業者及び行政の係り方」との関係もありますが、事業開始後の住民参加手法をあらかじめ提示しておき、住民の理解を得ることが重要と思います。

たとえば、事業主体は、行政と「協定」を締結し、それに基づく地元住民への継続的な説明会や実施調査の実施等、事後の不安を取り除く手法をあらかじめしめしておくことが重要とも思います。

行政も、事業者がそのような取り組みを行なっていることを公表して、その事業者の社会的評価を高めることも必要でしょう。

## 緒方委員

処分場立地の選定は、予想通り大変に頭を悩ます作業です。

情報公開をし、適地を探していく今回の方法はある程度住民の方々には納得してもらえないのではないかと思います。

全国的には、はじめに土地ありきでの民間業者が立地するケースがほとんどで、これに対して許認可権を持たない市町村が独自に条例を設け規制する例が増えています。

水源保護条例は 187 自治体が制定しているそうです。

そのような動きから見て、紀南での公共関与の処分場は、是非とも成功させたいと思います。

### 住民参加のあり方

候補地群を抽出した上で、1～2月に住民説明会を計画していますが、説明会は3市だけでは十分でなく、もっと細かいブロックで開催して欲しい。

### 各候補地の評価項目

将来複数の処分場が立地できる広い面積のある候補地を選定する。

(15年間はすぐ経過するので、また、選定作業は時間をかけて作成したもので、15年後の選定基準でもクリアできると判断する。その区域に資源循環型社会啓発のセンターなども立地できればよい。)

処分場に併設して灰溶融炉を立地する。

(処分場には厳格に中間処理済みの廃棄物だけが持ち込まれるのだが、さらに減容してから処分場に埋設した方が安全面でもはるかに良いと思う。建設費用と運営費用は多額となってしまうが、将来併設できるような面積のある所を候補地の条件として欲しい。)

処分場建設地は廃棄物をたくさん持ち込む地域のなるべく近くが望ましい。

(運搬費用の経済性や環境面も考慮して、田辺市周辺地域がベターではないかと思う。)

### その他の項目

予定としては3月に諮問の答申を出して、この委員会の役目は終えることになる。

27市町村の広域で市民、事業者、行政が共同して資源循環型社会実現に向けて、企画、発案していく委員会を是非新しく設置して欲しい。

「100年経っても美しい紀南」をスローガンに、いろいろなアイデア・企画を三者が参画して実行して進めていって欲しい。

## 小野委員

### 1) 公正で明確な評価項目・基準の作成

候補地住民がやむを得ないと理解できる評価項目

例えば

候補地の広さ（出来るだけ広い場所）

排水路の状況（海に近い方がよいのか、遠い方がよいのか）

用地取得コスト

最終処分場建設コスト

災害時の対応策（もしもの時の対応の難易度）

発生量と搬入距離

候補地の活用状況

跡地の活用方法と利用効果

### 2) 事業者及び行政の係わり方

新事業主体の明確な責任体制の提示

県行政の関与の明確化（積極的な関与）

### 3) 情報公開のあり方

県市町村広報誌の活用

地方新聞広告の活用

### 4) 住民参加のあり方

評価上位候補地から建設用地決定の過程での参画

参加住民は環境問題・ごみ問題に関心のある方の優先

### 5) その他

留意事項の基本的な考えとして、自分が住んでいる近くに最終処分場の建設計画が公表された時、自分自身、何をどの様に説明されたら納得するのか、妥協できるのか、を考える必要があると思います。

## 柏崎委員

循環型社会の構築には並みの努力では、実現しないと思います。

執行権のある行政マンの皆さん達が子孫のために思いをいたし、先進的な取り組みをしていただければ、私たち住民、市民は必ず信頼し、協力すると思います。

ハードルを高くし、先進的最先端のごみ技術立県を目指してほしい。

15年経過し、また同じ苦勞し膨大な費用を投入するのは愚の愚であり、先進的取り組みと逆行するものである。

迷惑施設イコール地域エゴというとらまえ方ではなく、迷惑施設イコール公害という認識を持つべきである。

従って 迷惑施設からの脱却を第一義的に考え実行してほしい。上流からも下流からも歓迎される施設づくりをして欲しいし、その流れをつくって欲しい。

最終処分場に投入、投棄される残渣（重金属、化学物質）の安全性に危惧している人も多いと思われるので、その施設周辺の地下水・浸出水の定期検査（第三者住民・専門家）情報公開。

### 結論

迷惑施設からの脱却（新しい思想、哲学が必要）

行政、民間（自動車・家電メーカー・商工会）、環境NPO、専門家等の委員会を立ち上げ、環境ビジネス（逆工場）の誘致や、中間処理施設 高温溶融化施設の導入（最優先課題）を含めた研究を、現在進めている最終処分場の建設と同時並行的に強力に進めてもらいたい。

## 近藤委員

### 建設用地について

- ・ 将来、拡大可能な土地がその周辺にあるほうが望ましい。
- ・ 排ガス問題、輸送コスト等を考えると中間に位置する地のほうが良いと思いますし、又、発生量の多いところの近辺という考え方も妥当ではないかと？
- ・ 建設用地の決定については、当初事業主体が検討し決めるということでしたが、是非ともそこに学識委員の方々にも参加して頂き、それぞれ専門の見地から意見を出してもらい、最終的に事業主体が決めるとした方が良いのではと思います。

事業者は個々の利害のみを考えず、先見の明をもって又紀南地域全体を考慮した立場での判断をお願いしたいと思います。

### 行政・事務局へのお願い

- ・ 数箇所の上位候補地を絞った時点で住民説明会を実施するかと思うのですが、その際、最終処分場の建設が何故必要かを改めて説明し、認識して頂くとともに、ごみ問題を自分のものとして考えて頂く好機ととらえ、十分な資料の提示と、住民と共に考え造っていくという協働の姿勢で臨んでほしいと思います。
- ・ 南海地震の件もありますので、上位候補地については、十分な地質調査をお願いします。

## その他 処分場建設について

- ・ 一般的に「最終処分場」と聞いてまず思うのは、異臭・汚水などの環境汚染の心配。そこで建設にあたっては、出来る限りそうした不安を払拭できるような施設であって欲しいと思います。
- ・ 浸出水の処理については、出来るだけ施設内で循環する形に。
- ・ 最終処分場の建設がその地区の住民にとってマイナスイメージだけでなく、プラスになるような施設の併設も検討して欲しい。例えば、地域住民の集いの場・憩いの場であったり、環境学習室やリサイクルセンターなど。
- ・ 補助金の関係で15年という設定はあるかもしれませんが、それでは短いという感じがぬぐいきれません。土地の取得面積も出来るだけ広くとってほしいですし、より延命化をはかるため、減容・安定の為の溶融化施設等の中間処理施設の建設も近い将来考えていただきたいと思います。(但し、この建設が先の答申にある最終処分場に搬入される前の徹底した資源化・減量化の緩和にならないことを厳守したうえでのこと。)
- ・ 廃棄物に係る適正処理方針(答申)第4章進捗管理・情報交流体制の項にある地域全体の取り組みを統括する機関をここに設置してはいかがでしょうか？

## (最終処分場を含む)資源循環型社会啓発モデル複合施設(案)

### < 廃棄物適正処理業務推進から資源循環型社会形成への100年計画 >

基本指針「100年経っても美しい紀南」を実現する為には、現在においてこそ、長期的な視野に立って抜本的な100年計画を立ておく必要がある。

昨年からの紀南廃棄物適正処理検討委員会における論議経過を振り返ってみると、その底流には、県もしくは紀南廃棄物適正処理促進協議会において、「最終処分場にかかる予算には限度があり必要最小限の施設作りしか出来ない」と言った枠決め(命題)が予め設定されており、この枠決めがある為に本検討委員会の論議は極めて短いスパンのそれも限定された内容のものに制約されざるをえなかったものと思われる。それ故、本来の理念(建前)とは乖離した、極めて場しのぎの矮小化された現実論的論議に陥りがちになり、長期的・抜本的・総合的な計画(具体案)を構築するにあたって、これが大きな障害となって来ているものと思われる。

昨秋、検討委員会が広く県民に対して意見聴取を行なって見ると、その結果を見ても判るように、ただ単に「安全な最終処分場」としてだけでなく、「紀南地域に相応しい最終処分場」(幅広いニーズに応えられるような総合施設作りへの願望)も期待を込めて述べられているのである。

また、検討委員会の議事の中には、委員から広大な緩衝地帯(バッファゾーン)の必要性が指摘されたり、(全国的に、廃棄物処理関係諸施設の計画・建設が、旧施設の老朽化や新たな需要に追いつかず、イタチゴッコの失敗例=後手後手策=が数多く見られる為)わずか15年のスパン(計画)では短すぎるとの鋭い指摘があったり、地震・台風等災害時に大量に出る廃棄物の一時置き場を今から確保して置く必要性も切実な全国の災害例から述べられたりしている。それ故、総合的な理念に基づく長期的・抜本的な具体計画の立案こそが、直面するニーズにも将来的なニーズにも無理なく整合性を持って合致し、かつ本来の理念(建前)を貫徹する営みにもなると言えるものであり、真に包括的な施策を今こそ策定して置くべき季である。

この間、地方自治の推進と称して、国による三位一体改革なる提案がなされ地方自治体をも巻き込んだ論議が活発になされているが、実態は最大の債務破綻予備軍である国のエゴ=地方切り捨て策=の強行策に他ならない代物である。その影響から、最近のマスコミ報道によれば、和歌山県の試算によれば、県を始めとして県下自治体の多くが、あと数年で赤字再建団体に転落する可能性が極めて高いと警告される状況となって来ている。

このような状況下、従来のような、各自治体単独もしくは数個の自治体だけで、廃棄物処理関係施設を建設・運用する事は、現状では分不相応(貧困財政には贅沢が過ぎる)と言った意識が急速に高まりつつある。

また、県下民間団体(企業や業界団体等)においても、その多くは長期不況から脱しえず引き続き厳しい経済環境に置かれているのであり、共通の課題やニーズを抱えた各種機関(企業・業界団体及び地方自治体等)が、今まで以上に共通項を提示し合い協働項を見つけ出す事

を通して、より少ない投資・支出・負担でより効率的な廃棄物の適正処理方法を工夫せざるをえない、かつ環境負荷の少ない資源循環パターンの創生を広域で模索せざるをえない、マッチングの時代が今真に到来しているのである。

## 1 あるべき建設理念（プラス思考の世論形成や県・地域のイメージアップの為に）

- A 候補地の人達にとっては、恥部でなく誇部となる施設創りを。また、広く県民全体からも賛同され賞賛される施設創りを。全国・全世界から資源循環社会の先進モデル地域として注目される施設創りを。
- B 紀南地域全体の産業（製造・サービス・観光等々）のニーズに貢献する官民協働の複合施設創りを。
- C 県及び紀南地域自治体の諸施策において情報共有・事業協働が可能な先駆パターン創りを。
- D 資源循環型社会の多様なモデルを完備した複合施設に。
- E 資源循環型社会思想の啓発・学習・実践・合宿等の総合的教育施設に。
- F 体験型観光施設として独創的な「資源循環型社会モデル」観光施設に。
- G 有機廃棄物の適正処理・有効利用施設（地産地消啓発推進施設）に。
- H 有機肥料栽培農業のモデル農場・果樹園に。
- I 環境保全的・優良育林的活動の先導施設に（放林から営林へ）。
- J 自然保護・環境保護の啓発推進施設に。
- K 廃棄物適正処理業務の推進と資源循環型社会形成の（IT）マッチングセンターに。

## 2 理念に相応した具体策

- a 不安の多い「迷惑施設」から希望や喜びを備えた「親近施設」へとイメージを180度転換し、関連諸施設を順次計画的に建設する。
- b 民間団体（個人）例えば梅加工組合や旅館組合・飲食業組合や水産物加工組合（漁協）と自治体などが協働して、**経済合理性**をキーワードにして、有機廃棄物（食品加工残渣や生ゴミなど）の適正処理施設とその運用方法についてマッチングする。  
例えば鶏・豚・魚のモデル飼育施設創りや堆肥化・飼料化施設創りについて、処理コストの分析と評価（経済効率の尺度）をもっと積極的に導入し、具体的な数値の提示を行なう中で関係機関の積極的な協働を促進する。
- c 県下**自治体間のマッチング**を推進し、**広域化・集約化**をする中で、**経費節減効果**を実証する。
- d **リサイクルクラフト教室**（紙創り、人形創り、日用品創りETC）や**有機肥料栽培農地・果樹園**や**有機廃棄物の畜産（放牧）施設**創りを行なう。
- e AV機器・IT機器を駆使した**学習・研修機能を備えた啓発施設**創りを。
- f 和歌山県が力を入れている体験型観光の主要な柱として、「**資源循環型社会体験**」コースを

創設する。

- g **地産地消**とは、単なる食品に留まらず、諸資源（資材・人材・金材・廃棄物等）の輪廻・転生（もっと広義な思想）をも意味するコンテンツ（内容）創りを行なう。
- h **有機肥料農業**の普及の為の実験・研究施設創りを行う。
- i **緑のダム**の根底的・包括的効用の実証施設創りを行ない、消極的な意味のバッファゾーンから発展的な意味の自然森林回帰へ、紀南地域全体の先導的役割を担う。点から線、線から面へと拡大する為には、**緑の雇用事業**との連携は必須であり、その拡大・促進こそが自然環境の積極的保全に鉛車をかけるはず。
- j 団栗や柴栗の森を創り、熊やカモシカや猪を安住させ、自然林の美しさを実証して、**自然・環境保護の先例創り**を行なう。
- k 諸業務の推進にとって、現代においては、IT機器の設置や人員の整備による、**マッチング業務の整備**は必要不可欠である。廃棄物適正処理集中管理（マッチング）センターとしても資源循環型社会啓発センターとしても運用してゆく。ビッグUとも協働しNPOを活用したIT運営を行なう。

### 3 運営方途（中心としてその傘下に各種プロジェクトを創り、順次各分野を推進）

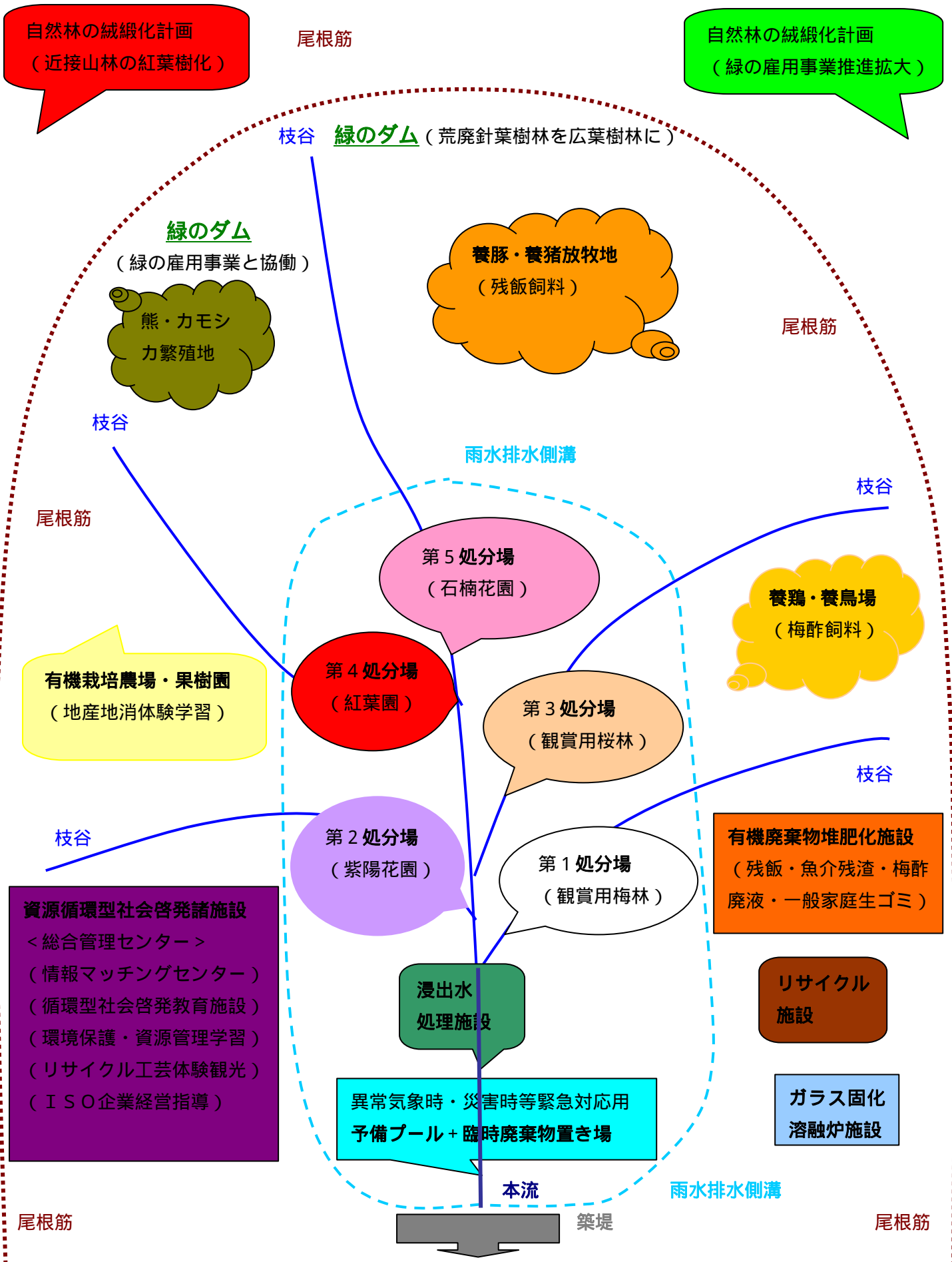
- イ 先発して、**最終処分場「事業団」**を結成して、計画・着手する。
- ロ これと平行して、「**資源循環型社会啓発モデル施設**」**計画委員会**を立上げ、理念や構想を提示する。
- ハ その分科会として、「**各種施設創りプロジェクトチーム**」を立上げ、情報共有・企画・協働し、条件整備出来たチームから、個別に施設創りに着手する。
- ニ **住民参加**の機会を持ち、最終処分場の綿密なプランを提示すると共に、総合的複合施設の大まかなプランを提示し、その企画段階から地域住民に参画してもらう。
- ホ **セミボランティア**（例えば最低賃金の半額支給）による、地域シルバー・青年等人材の生き甲斐創りとお小遣い稼ぎを兼ねた、事業要員の確保を行なう。（三重県いなべ市＝旧藤原町＝農業公園創り）
- ヘ 官（**林業課・労働課**）や**森林組合**が「緑の雇用事業」や「セミボランティア」の雇用や事業計画を立案・マッチングする。
- ト 諸施設は**紀州材**を使ったログハウス風にして（県予算の支援を得る）
- チ **独創的なモデル施設**を、県・紀南自治体・産業界・住民が協働して創造し、の成果を**物産**として販売する。

### 4 土地取得と総合計画の提示

第一着手として、広大な敷地（予定地）は和歌山県が取得して置き、将来の拡大計画をも担保して置く。

「最終処分場」建設提案時に「総合計画案」（マスタープラン＝ランドデザイン）も提示する。

# 最終処分場を含む資源循環型社会啓発複合モデル施設地形図



# 「公共関与による最終処分場の整備に係る 用地選定について(答申)」について

本年度の答申については、以下のような目次での検討を進め、次回検討委員会の際に答申案を提示することとする。

基本的には、今回検討を行った候補地群及び絞り込みの際の留意事項を、候補地選定基準に付け加えた形になる。

## 答申目次(案)

委員長挨拶  
委員名簿  
委員会開催状況

### A 候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示

#### 1 候補地選定の考え方

- 1-1 想定している最終処分場について
- 1-2 候補地選定の流れについて

#### 2 候補地選定基準

- 表1 1次スクリーニング基準
- 表2 2次スクリーニング基準
- 表3 候補地群の抽出基準

#### 3 スクリーニング結果

- 図3 1次スクリーニング結果地図
- 図4 2次スクリーニング結果地図
- 図5 1次及び2次スクリーニング結果を重ね合わせた地図

#### 4 候補地群

- 4-1 候補地リスト及び分布図
- 4-2 御坊ブロック
- 4-3 田辺ブロック
- 4-4 新宮ブロック

### B 事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項

- 1 用地絞り込みの流れ
- 2 絞り込みの際の留意事項
- 3 最終処分場整備に係る付帯意見

#### 参考

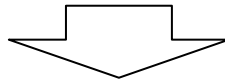
紀南地域廃棄物適正処理検討委員会について

## 今後の予定について

第15回検討委員会(1/22)

候補地群の確定

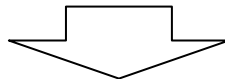
留意事項検討



第16回検討委員会(2/11)

候補地群の確定(精査による追加分があれば)

答申(案)の検討



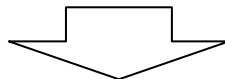
説明会及び第2回意見募集(3週間程度)

【答申(案)を提示】

選定基準に基づき選定された候補地群

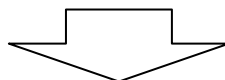
候補地群から絞り込む際の留意事項

について



第17回検討委員会(3/19)

答申完成



協議会全体会議(3月末)

協議会会長(田辺市長)へ答申